

滋賀県地域福祉支援計画の概要

1 計画の根拠

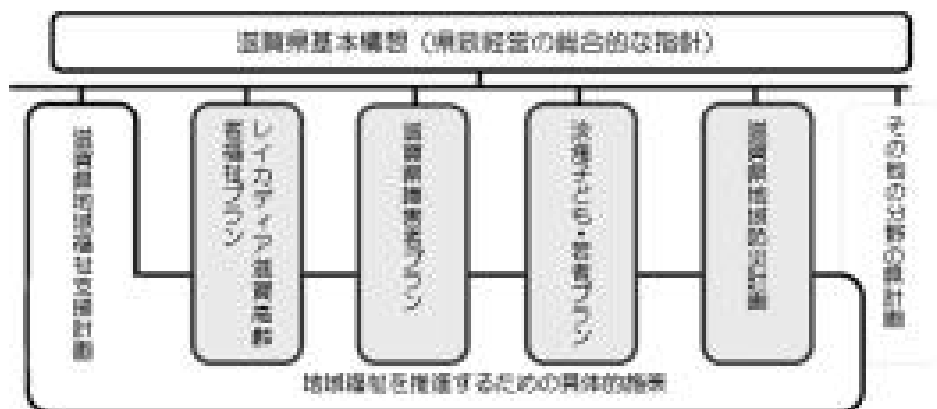
社会福祉法第108条

(地域福祉計画に係る規定は平成15年4月1日に施行。努力規定)

2 計画の位置づけ

- 法第107条による市町地域福祉計画の推進を支援するとともに、個々の市町で対応することが困難な広域的・専門的課題に対する県の対応を定めたもの。
- 滋賀県基本構想を上位計画とする地域福祉を総合的に推進する計画であり、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と連携・整合を図る。
- 法第108条により、次の事項を定める必要がある。
 - ①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - ②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - ③福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(他分野計画との関係)



3 計画の期間

平成23年4月～平成28年3月（5年）

4 計画の作成趣旨

- (1) 地域社会を取り巻く環境の変化
- (2) 支援の多様化

→今後の滋賀のあるべき地域福祉の姿を示し、その実現に向けて市町が進める地域福祉の推進を支援するために計画を作成

5 計画の推進方向

- 1 基本理念
未来を拓く共生社会へ
- 2 基本目標
みんなで支え合う安心の地域づくり
- 3 滋賀の地域福祉を進めるための3つの視点
①その人らしく ②だれもが ③みんなで

6 取組の重点方向

- 1 共生の地域福祉の推進
 - (1) 地域の暮らしを支えるセーフティネット
 - (2) 地域共生の仕組みづくり
 - (3) 災害時の支援体制づくり
- 2 担い手づくり
 - (1) 福祉学習の推進
 - (2) ボランティアの育成
 - (3) 多様な事業主体の参入促進
 - (4) 専門的人材の確保・育成
- 3 安心のサービス利用
 - (1) 県民・利用者の権利擁護
 - (2) 苦情解決の仕組みの整備
 - (3) サービスの質の向上

7 計画の指標（目標は平成27年度）

- 1 共生の地域推進指標
目標：市町地域福祉計画の策定率 11市町→19市町
結果：17市町（平成26年度末、未策定は甲良町、豊郷町）
- 2 人材確保指標
目標：福祉読本の活用率 小学校 39.9% →60.0%
中学校 15.1%
結果：50.7%（平成25年度末）
- 3 安心サービス指標
目標：健康福祉サービス自己評価実施率 78.0%→90.0%
結果：85.0%（平成25年度末）

8 その他改定において配慮すること

- 生活困窮者自立支援法の施行
（厚生労働省社会・援護局長通知により計画に盛り込むよう通知）